

第 3 章

異常時等の対策

第3章 異常時等の対策

第1節 基本方針

本章は、県が管理するモニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連要項に定める線量率異常（ $0.22\mu\text{Gy/h}$ 以上）が確認された場合、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合における災害への拡大の未然防止のための対策を示したものである。

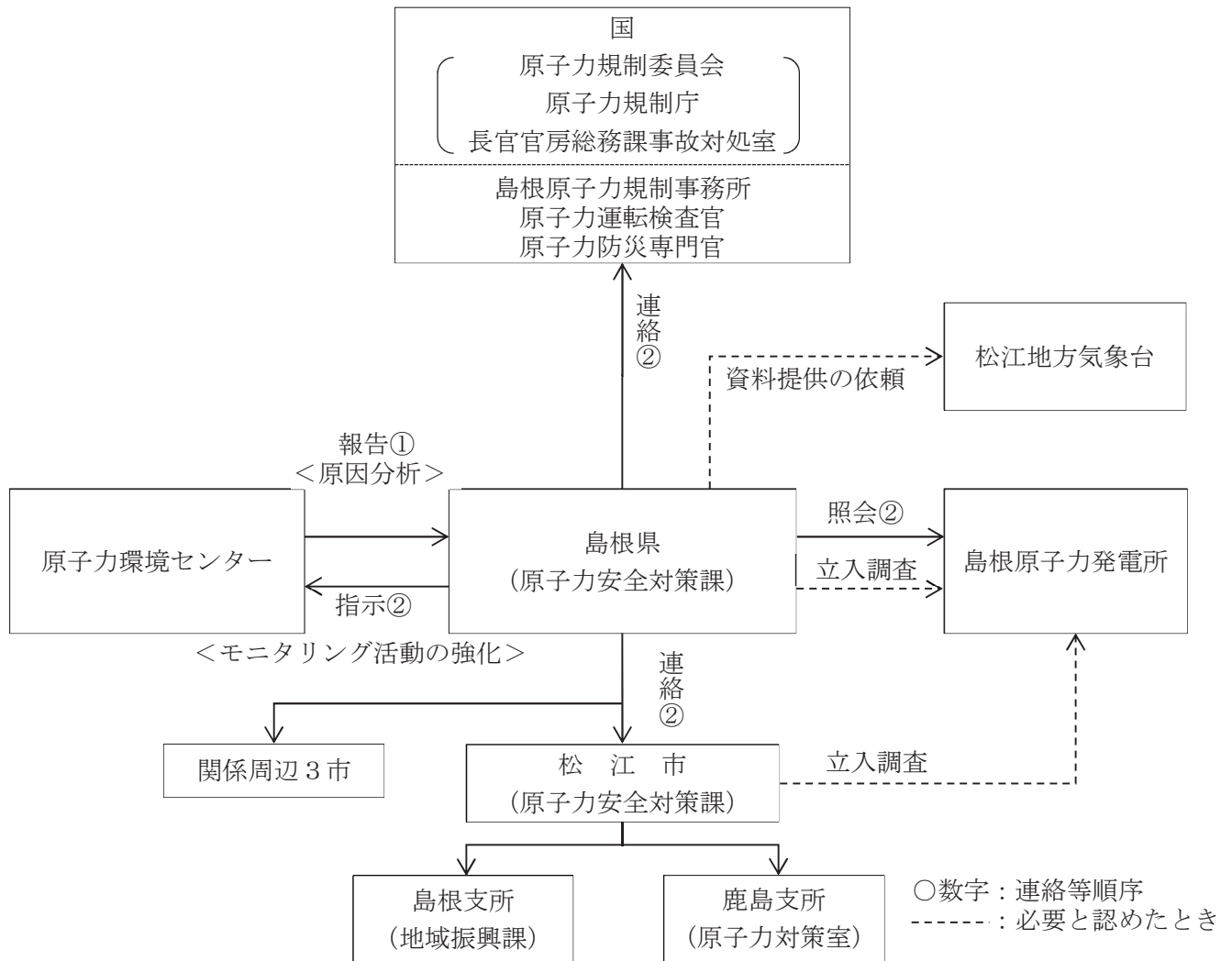
第2節 環境放射線異常時の対策

県は、モニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連要項に定める線量率異常が確認されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、核爆発実験等の情報収集、モニタリング活動の強化、発電所内の放射線異常の有無の調査、その他必要な調査等の対応をとるとともに市をはじめ、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）及び出雲市、安来市、雲南市（以下「関係周辺3市」という。）へこの旨を連絡することとされている。（図3-2-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- （1）市は、モニタリングポスト（固定局）で線量率異常が確認された旨の連絡を受けた場合、直ちに鹿島支所、島根支所及び関係課に情報を伝達し、情報の共有を図る。
- （2）市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図 3-2-1 環境放射線異常時連絡系統図



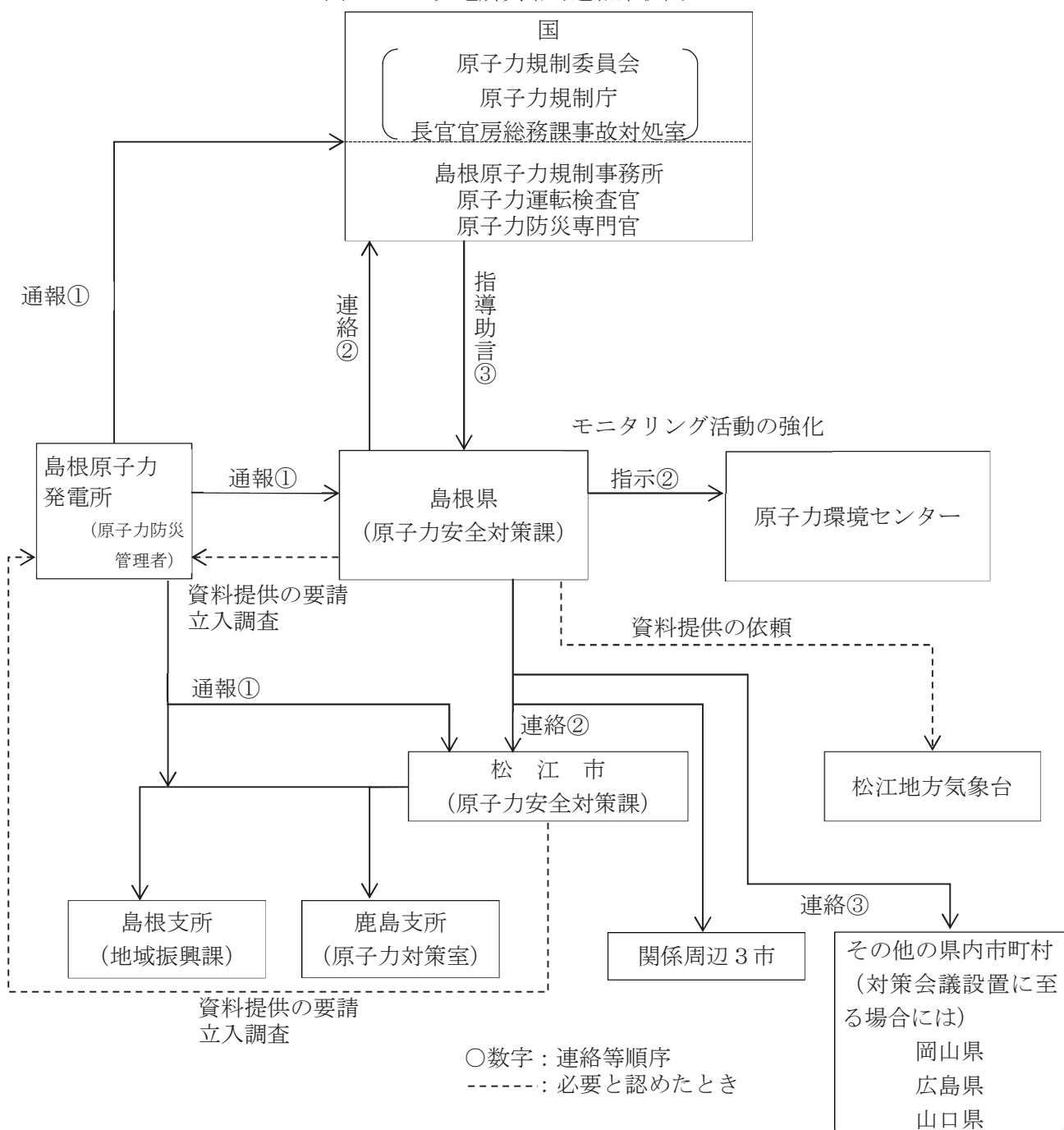
第3節 発電所異常時の対策

発電所は、安全協定第10条に定める事象が発生した場合、直ちに市（原子力安全対策課、鹿島支所、島根支所）をはじめ、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）、県、関係周辺3市へ連絡することとされている。（図3-3-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- （1）市は、鹿島支所及び島根支所に対し連絡及び確認を行うとともに、関係課に情報を伝達し、情報の共有を図るとともに、県と緊密な連携を保ちながら対策を講ずる。
- （2）市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図3-3-1 発電所異常時連絡系統図



第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策

(1) 情報収集事態が発生した場合

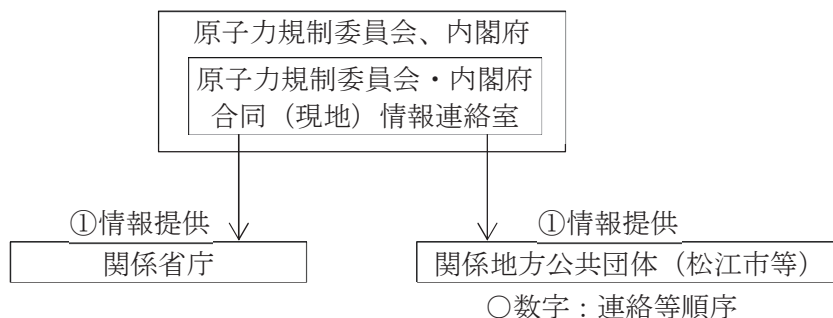
原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び市をはじめ、県、関係周辺3市、鳥取県、境港市、米子市（以下「関係地方公共団体」という。）に対して情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。（図3-4-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- ① 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、地震などの自然災害発生の際にとる対応に準じた対応をとるものとする。
- ② 市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図3-4-1 情報収集事態発生情報等連絡系統図



(2) 警戒事態が発生した場合

原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとされている。さらに、PAZを含む県及び市に対し、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を通じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。（図3-4-2）

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZを含む県及び市との間にお

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- 図 3-4-2 警戒事態発生情報等連絡系統図



第5節 原子力事故対策会議

原子力事故対策会議は、本章第2節、第3節及び第4節に定める事態が発生した場合、県対策会議が設置された場合などにおいて、防災部長が必要と判断したとき、関係課が情報の伝達及び市のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。

原子力事故対策会議設置段階の災害体制は警戒体制とし、動員計画は、別に掲げる「原子力災害対策動員計画表」による。

なお、情報収集事態及び警戒事態のうち地震などの自然災害によるもの場合は、松江市地域防災計画（震災対策編）第3章第1節に定める「応急活動体制の基準」による体制を設置する。

1. 会議の開催

防災部長は、必要に応じて原子力事故対策会議を開催するものとする。

2. 会議の構成

- (1) 原子力事故対策会議は、防災部長、原子力安全対策課長、防災危機管理課長、各部局主管課長、広報課長、健康推進課長、各支所指定職員をもって構成する。
- (2) なお、必要に応じて他の関係部課長の出席を求めるものとする。
- (3) 鹿島支所長及び島根支所長は、原子力事故対策会議設置の連絡を受けた時は、速やかに支所原子力事故対策会議を設置し、本庁との連携の下必要に応じ会議を開催する。
- (4) 防災部長は、島根原子力発電所2号炉に係る原子力事故対策会議を設置した時は、地区原子力事故対策会議の設置を、生馬地区、古江地区の公民館等に要請するとともに職員を派遣し、両地区においては、速やかに地区災害対策本部に準じて地区原子力事故対策会議を設置し、本庁との連携の下必要に応じ会議を開催する。

3. 会議構成課の所掌事務

- (1) 原子力事故対策会議の各構成員の課において、必要に応じて表3-5-1に示す所掌事務を行う。

表 3-5-1 原子力事故対策会議

構成員	所掌事務
(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること
防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること
原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等
防災危機管理課長	
政策企画課長	原子力広報等
総務課長	庁内調整等
財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置
商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャー船舶等への緊急時広報
観光振興課長	観光客等への緊急時広報
文化振興課長	都市整備部が行う市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導に関する支援
市民生活相談課長	市民に対する緊急時広報、市民の被災状況の把握、市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応
健康福祉総務課長	障がい者等の被災状況の把握・防護対策、老人福祉施設等の被災状況の把握・防護対策
こども政策課長	幼児等の被災状況の把握・防護対策
環境エネルギー課長	島根県モニタリング本部等との連絡調整等、モニタリング要員の派遣
都市政策課長	宅地の被災状況の把握、公共交通の被災状況の把握
建設総務課長	市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導
出納室長	災害対策経費の収支
議会事務局総務課長	市議会議員への情報提供、各部の支援
教育総務課長	教育関係機関との連絡調整等
上下水道局総務課長	飲料水の使用規制、給水対策
ガス局総務課長	市ガス施設の防災管理
交通局総務課長	住民避難用車両の確保
市立病院総務課長	緊急時医療措置、原子力災害医療への協力
消防総務課長	災害消防救急活動の準備等
広報課長	報道機関との連絡調整等
健康推進課長	緊急時医療対策、安定ヨウ素剤の配布、投与
各支所指定職員	区域内の住民広報

- (2) 支所原子力事故対策会議の構成課の所掌事務は、本庁所管課との連携の下、表 3-5-2 に示す所掌事務を標準として行う。

表 3-5-2 支所原子力事故対策会議

構成員	所掌事務
(共通)	①支所原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること
支所長	支所原子力事故対策会議の総括に関すること
地域振興課長	支所原子力事故対策会議の運営、本庁との連絡調整、支所災害対策本部の設置準備、防災行政無線等による住民広報等
市民生活課長	住民広報、住民避難の準備、原子力災害医療等

- (3) 地区原子力事故対策会議は、原子力事故対策会議との連携の下、地区災害対策本部の設置準備、住民広報、住民避難の準備等を行う。

第 6 節 島根県モニタリング本部等への協力

県は、警戒事態等が発生した場合であって、その事態が施設敷地緊急事態に進展する可能性がある判断した場合には、モニタリング活動を統一的かつ効果的に実施し、周辺への影響の把握を行うため、モニタリング本部を設置することとしている。

市は、県に島根県モニタリング本部が設置され、市に対して協力要請があった場合は、これに応じるものとする。

第 7 節 連絡員の派遣

市は、県から連絡員の派遣要請があった場合は、必要に応じて、これに応じるものとする。

また、連絡員を派遣する場合は、県に対し連絡員の職氏名、緊急連絡先、到着予定時間等を報告するよう努めるものとする。